

# 兵庫県公報

平成25年6月13日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 財政状況の公表等に関する条例及び関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（財政課）	1
○ 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	2
○ 兵庫県子ども・子育て会議条例（少子対策課）	2
○ 動物の愛護及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（生活衛生課）	3

## 公布された法令のあらまし

- 財政状況の公表等に関する条例及び関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（条例第21号）**  
財団法人計算科学振興財団ほか4法人が公益認定等を受け、これらの法人の名称が改められたことに伴い、関係条例について字句の整理を行うこととした。
- 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）**  
公職選挙法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。
- 兵庫県子ども・子育て会議条例（条例第23号）**  
子ども・子育て支援法の施行により、条例で定めるところにより、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況等を調査審議するための合議制の機関を設置するよう努めるものとされ、当該機関の組織及び運営に関して必要な事項を条例で定めることとされたことに伴い、兵庫県子ども・子育て会議の設置並びに組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。
- 動物の愛護及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（条例第24号）**  
動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、動物取扱業が第一種動物取扱業とされ、新たに第二種動物取扱業が創設されること等に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。
  - 1 動物の愛護及び管理に関する条例
  - 2 動物愛護センター設置条例
  - 3 使用料及び手数料徴収条例

## 条 例

財政状況の公表等に関する条例及び関連法人事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月13日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第21号

#### 財政状況の公表等に関する条例及び関連法人事業基金条例の一部を改正する条例

（財政状況の公表等に関する条例の一部改正）

第1条 財政状況の公表等に関する条例（昭和39年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表3中「財団法人計算科学振興財団」を「公益財団法人計算科学振興財団」に改める。

（関連法人事業基金条例の一部改正）

第2条 関連法人事業基金条例（平成19年兵庫県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表環境クリエイトセンター事業基金の項及び環境創造基金の項中「財団法人ひょうご環境創造協会」を「公益財団法人ひょうご環境創造協会」に改め、同表緑化基金の項中「社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人兵庫みどり公社」に改め、同表森林整備担い手対策基金の項中「財団法人兵庫県営林緑化労働基金」

を「公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金」に改め、同表淡路花博記念事業基金の項中「財団法人淡路島く  
にうみ協会」を「一般財団法人淡路島くにうみ協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動  
用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第22号**

**兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及  
び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動  
用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第143条第1項第4号の2」を「第143条第1項第4号の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成25年6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第23号**

**兵庫県子ども・子育て会議条例**

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定に基づき、兵庫県子ども・子育て  
会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 子ども・子育て会議は、委員33人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができ  
る。

（委員及び臨時委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 市町の長
- (4) その他知事が必要と認めた者

2 臨時委員は、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その任を解くものとする。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の  
指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関して必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(附属機関設置条例の一部改正)

4 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表地域安全まちづくり審議会の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子ども・子育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事務
-----------	---

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第54号の次に次の1号を加える。

(例)の2 子ども・子育て会議

別表第1地域安全まちづくり審議会の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	会長	日額	15,500円
	副会長	日額	13,000円
	委員	日額	12,500円
	臨時委員	日額	12,500円

別表第2地域安全まちづくり審議会の委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員及び臨時委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
--------------------	---------------------



動物の愛護及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第24号

動物の愛護及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「ほ乳類」を「哺乳類」に改める。

第10条中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、「営む者」の右に「及び法第24条の2第1項に規定する第二種動物取扱業（以下「第二種動物取扱業」という。）を行う者」を加える。

第14条中「動物取扱業を営む者」を「第一種動物取扱業を営む者又は第二種動物取扱業を行う者」に改め、「第21条第1項」の右に「（法第24条の4において準用する場合を含む。）」を加え、「動物取扱業に」を「第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業（以下「動物取扱業」という。）に」に改める。

第28条第1項中「第35条第1項（同条第2項）を「第35条第1項本文（同条第3項）に、「ねこ」を「猫」に改める。

第29条第4項中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第30条中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に、「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「規定。」を「規定」に改める。

第37条中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

（動物愛護センター設置条例の一部改正）

第2条 動物愛護センター設置条例（平成10年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表所管区域の欄中「ねこ」を「猫」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業」に、「及び実験動物」を「並びに実験動物」に改める。

（使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第3条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の52の部(1)の款中「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に、「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に改め、同部(2)の款中「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に、「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に改め、同部(3)の款中「動物取扱業登録変更届出審査手数料」を「第一種動物取扱業登録変更届出審査手数料」に、「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に改め、同部(6)の款中「犬又はねこの引取り手数料」を「犬又は猫の引取り手数料」に改め、同款事務の内容の欄中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改め、同部(7)の款中「動物取扱業登録証再交付手数料」を「第一種動物取扱業登録証再交付手数料」に、「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に改める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。